

短期入所生活介護利用契約書

(以下、「利用者」といいます。)と社会福祉法人明和会(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者が事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定(経過的要介護認定を含む)の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、「居宅介護サービス計画」を変更して短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者は、原則として利用開始日の10時以降に入所し、利用終了日の15時までに退所するものとします。
- 4 利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、既に定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条(短期入所生活介護計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し、ご承諾をいただきます。

第4条(短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所はべに花の郷です。所在地及び設備の概要は【別紙1】

のとおりです。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【別紙1】のとおりです。事業者は、【別紙1】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、【別紙1】に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者へサービス内容を説明します。利用者の説明をした後、その控えを原則として利用者の希望により交付します。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は、10時から15時にその事業所にて、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙1】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された合計額を事業者に支払います。
- 2 事業者は、当月の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を、請求を受けた日から15日以内に事業者へ支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収を証明する書類を発行します。

第7条（利用開始前のサービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までには通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が入所開始予定日の前日17時までには通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【別紙1】に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから15日以内に支払うものとしします。

第8条（中途終了）

- 1 利用者は、事業者に対して前日17時までには申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【別紙1】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙1】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の変更）

- 1 事業者及び利用者は、文書で通知することによりこの契約の変更を相手方に申し入れることができます。
- 2 前項の申し入れについて申し入れの相手方が同意したときは、契約済の契約書を変更し、お互いに取り交わします。
- 3 事業者及び利用者は、前2項による契約の変更を承諾しない場合、この契約は解約されたものとしします。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合……非該当又は要支援となった日
 - ③ 利用者が死亡した場合……死亡した日の翌日

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法を遵守し、サービス提供をすうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等の第三者に対して、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

第13条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するに当たって、事業者及び事業者の使用する者等が故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは事業者及び事業者の使用する者等の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるもの

とします。

- 2 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の注意義務に違反して、事業者及び事業者の使用する者等または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとしてします。
- 4 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、あるいは外出中の不慮の事故により、利用者が受けた損害について事業者は、一切の賠償責任を負わないものとする。ただし、事業者の故意又は重大な過失によって利用者に損害を与えた場合は、この限りでない。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合等緊急を要する場合は、医師への連絡等及びあらかじめ届けられた連絡先への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

第15条（連携）

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に送付します。

なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は、事前に利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に連絡します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を別紙1のとおり設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

身元保証人（続柄 ）

住所

氏名

印

事業者

事業者名 社会福祉法人 明和会（指定番号） 1 1 7 5 2 0 0 0 7 8

所在地 埼玉県桶川市坂田516番地1

代表者名 理事長 野本泰男 印

【別紙 1】

○ 担当者

氏名 野本 邦夫 電話 048-729-1177

○ 入所時の利用状況の確認

…事業者は入所時の利用者の状況等について把握するため、利用者またはご家族から既応、現況等についてお伺いします。

○ 短期入所生活介護の内容

利用場所 所在地 桶川市坂田516番地1 施設名 べに花の郷

入退所時間 原則として入所時間は利用開始日の10時とし、退所時間は利用終了日の15時とします。

①利用可能設備等

…居室：原則、定員2名から4名の居室が用意されていますが、入居者の状況等により別途ご相談させていただきます。

食堂

機能訓練室

診療室

談話室

浴室（普通浴槽、特殊浴槽）

その他

②食 事…朝食 7：30～ 8：30

昼食 12：00～13：00

夕食 17：30～18：30

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきます。

③入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別入浴または清拭となる場合があります。

④介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等。

⑤機能訓練…訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑥健康管理…日々簡単な健康チェックを行います。

⑦安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑧療養食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食を

ご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨ 日常費用の受入・支払代行

…日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途料金がかかります。

⑩ 所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑪ レクリエーション

…当施設では、クラブ活動や種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明させていただきます。

⑫ 希望食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申出ください。料金は別途かかります。

⑬ 通院サービス

…医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は別途かかります。

⑭ 理美容サービス

…当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

⑮ その他のサービス

…介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては料金がかかります。

○ 利用料

① 基本料金【併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)：多床室】

・施設利用料

	1日あたり単位	1割負担金
要介護1	603単位	623円
要介護2	672単位	694円
要介護3	745単位	770円
要介護4	815単位	842円
要介護5	884単位	913円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位	13円
短期入所生活介護送迎加算(片道)	184単位	190円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位の8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位の2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位の1.6%	
地域加算(地域区分6級地)	地域単価10.33円	

② 食費 1日あたり 1,500円

負担段階	1日あたりの自己負担分
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階	1,500円

③ 居住費 1日あたり 855円(多床室)

負担段階	1日あたりの自己負担分
第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階	370円
第4段階	855円

④おやつ代 1日あたり 100円

⑤日用品費 1日あたり 200円

⑥電気代 1日1点につき 50円

⑦理美容費 1回につき 1,500円

⑧コピー代 1枚につき 10円

⑨その他の料金等 治療食、行事参加費、特別食、希望食、通院サービス費等の料金は、別途料金がかかります。

⑩一定以上所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割・3割となります。

○ 短期入所生活介護の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日 17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日 17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の事由で必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

また、料金は、退所日までの日数を基準に計算します。

③緊急時の対応

ご利用者の容体に変化があった等緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は、生活相談員か下記窓口までお申し出ください。

☆ 苦情受付窓口 ☆

- 1 介護老人福祉施設 べに花の郷 担当者等；施設長 野本 邦夫
電話番号 048-729-1177
 - ・苦情解決責任者 施設長 野本 邦夫
 - ・苦情受付担当者 生活相談員 加藤 義之
 - ・第三者委員 高橋 富雄 電話番号 048-728-4918
野村 佳子 電話番号 048-728-0140
- (受付時間 10時から16時)
- 2 桶川市
電話番号 048-786-3211
- 3 埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号 048-824-2568

短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-729-1177 (9時～16時まで)
 担当 野本 邦夫

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 べに花の郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類…短期入所介護サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	べに花の郷
所在地	埼玉県桶川市坂田516番地1
介護保険指定番号	1175200078
サービスを提供する対象地域	桶川市、上尾市、北本市、伊奈町

※上記地域以外の方でご希望の方はご相談ください。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計	
管理者	1名(1)		サービス管理全般	1名(1)	
医師	名()	1名(1)	診療、健康管理等	1名(1)	
生活相談員	1名(1)	名()	生活上の相談等	1名(1)	
管理栄養士	1名()	名()	栄養管理等	1名()	
機能訓練指導員	名()	1名()	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名()	
介護支援専門員等	1名()	名()	サービス計画の立案・管理等	1名()	
事務職員	1名()	名()	一般事務・料金請求等	1名()	
看護職員	看護師	1名()	医療、健康管理業務等	1名()	
	准看護師	2名()		1名()	3名()
	介護福祉士	10名(7)	日常介護業務等	13名(7)	
	1～2級修了者	6名(3)		2名()	8名(3)
	3級修了者	名()		名()	名()
	その他	名()		2名()	2名()

() 内は男性再掲

(4) 施設の設備の概要

定員		4名	静養室	1室
居室	4人部屋	室	医務室	1室
	2人部屋	2室	食堂	1室
			機能訓練室	1室
			談話室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。			

3 サービス内容

①食 事…朝食 7:30～ 8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 17:30～18:30

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきます。

②入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助、特別浴または清拭となる場合があります。

③介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等。

④機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑤生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥緊急時の対応

…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑦安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑧療養食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨日常費用の受入・支払代行

…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途料金がかかります。

⑩所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑪レクリエーション

…等施設では、クラブ活動や種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑫希望食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。

⑬通院サービス

…医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
料金は別途かかる場合があります。

⑭理美容サービス

…当施設では、理美容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。

⑮その他のサービス

…介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

4 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料【併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)：多床室】

	1日あたり単位	1割負担金
要介護1	603単位	623円
要介護2	672単位	694円
要介護3	745単位	770円
要介護4	815単位	842円
要介護5	884単位	913円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位	13円
短期入所生活介護送迎加算(片道)	184単位	190円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位の8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位の2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位の1.6%	
地域加算(地域区分6級地)	地域単価10.33円	

②食 費 1日あたり 1,500円

負担段階	1日あたりの自己負担分
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階	1,500円

③居 住 費 1日あたり 855円（多床室）

負担段階	1日あたりの自己負担分
第1段階	0円
第2段階	370円
第3段階	370円
第4段階	855円

④おやつ代 1日あたり 100円

⑤日用品費 1日あたり 200円

⑥電 気 代 1日1点につき 50円

⑦理美容費 1回につき 1,500円

⑧コピー代 1枚につき 10円

⑨その他の料金等 治療食、行事参加費、特別食、希望食、通院サービス費等の料金は、別途料金がかかります。

⑩一定以上所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割・3割となります。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

(4) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収を証明する書類を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

介護支援専門員または施設へお問合わせください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、6ヶ月前からできます。

介護支援専門員に「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、施設へお問合わせいただく前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により、契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

6 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先①	契約書別紙 1 の緊急連絡先①と同じ
緊急連絡先②	契約書別紙 1 の緊急連絡先②と同じ
主治医	契約書別紙 1 の緊急連絡先主治医と同じ

7 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険

利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族・保険者への連絡を行うとともに、事故の発生または、その再発防止のために下記のことを行います。

- ① 事故が発生した場合の対応、事故の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- ② 事故が発生した場合または、それに至る危険性がある事態が起きた時にその事故の事実を報告し、改善策について周知徹底を図る体制を整備します。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び職員に対して、研修を定期的に行います。

8 サービス提供に関する相談、要望、苦情

(1) 相談、要望、苦情の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供者責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆苦情受付窓口☆

- 1 介護老人福祉施設 担当者：施設長 野本 邦夫
電話番号 048-729-1177
 - ・苦情解決責任者 施設長 野本 邦夫
 - ・苦情受付担当者 生活相談員 加藤 義之
 - ・第三者委員 高橋 富雄 電話番号 048-728-4918
野村 桂子 電話番号 048-728-0140
- (受付時間 10時から16時)
- 2 桶川市 高齢介護課
電話番号 048-786-3211
- 3 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課
電話番号 048-824-2568

9 協力医療機関

埼玉県中央病院	電話番号	048-721-3692
ひのき歯科	電話番号	048-651-8855

1.2 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者にたいして、定期的に避難救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を行う。

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県桶川市坂田5 1 6 番地 1
名 称 社会福祉法人 明和会 印
説明者 介護老人福祉施設 べに花の郷
施設長 野本邦夫 印
説明者 印

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所
氏名 印

(身元引受人) 住所
(続柄) 氏名 印